

令和 3 年 3 月定例議会 議案概要			担当課	総務課	種別	条例
議案番号	議案第 6 号	議案名	琴浦町議会議員及び琴浦町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について			
目 的	公職選挙法の一部を改正する法律(令和 2 年法律第 45 号)の施行に伴い、町議会議員及び町長の選挙においても選挙公営(公費負担)制度の導入が可能とされたため、本条例を制定し、公費負担の要件等を定める。					
内 容	○公費負担の対象となる種別					
	(1) 選挙運動用自動車の使用					
	(2) 選挙運動用ポスターの作成					
	(3) 選挙運動用ビラの作成					
	○公費負担の対象となる期間					
	➤ 告示の日から選挙期日の前日までの期間(5 日)					
	➤ 無投票となった場合の扱い					
	選挙運動用自動車の使用			告示日のみ		
	選挙運動用ポスター及びビラの作成			投票の有無に限らず下表に示す枚数まで		
	○公費負担上限額等					
	選挙公費負担種別			公費負担上限額等		
	選挙運動用自動車の使用(一般運送契約・その他契約のいずれか)					
	一般運送契約(ハイヤー業者等)			64,500 円 / 日		
	その他契約(以下に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額)					
	自動車借入契約(レンタル)			15,800 円 / 日		
燃料供給契約			7,560 円 / 日			
運転者雇用契約			12,500 円 / 日			
選挙運動用ビラ			7 円 51 銭 / 枚 町長 5,000 枚、町議 1,600 枚			
選挙運動用ポスター			1,320 円 / 枚 掲示場数分まで			
選挙運動用自動車の使用は、立候補者が指定する 1 台のみ対象						
○供託金制度の導入(公職選挙法による)						
➤ 供託物が没収される立候補者は公費負担が適用されない						
選挙種別			供託金	没収点		
町長(従前より対象)			50 万円	有効投票総数 ÷ 10		
町議会議員(法改正により対象)			15 万円	(有効投票総数 ÷ 議員定数) ÷ 10		
補足事項	施行日 公布の日					